

議案第123号

上越市下水道条例の一部改正について

上越市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市下水道条例の一部を改正する条例

上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第22条第1項の表中

| |
|------------|
| 1, 669.80円 |
| 86.90円 |
| 210.10円 |
| 238.70円 |
| 284.90円 |
| 346.50円 |
| 78.10円 |

| |
|------------|
| 1, 822.90円 |
| 94.80円 |
| 229.30円 |
| 260.50円 |
| 311.00円 |
| 378.20円 |
| 85.20円 |

を に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第1項の改正規定 令和8年1月1日

(2) 第22条第1項の改正規定及び次項の規定 令和8年4月1日

(適用区分)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、改正後の第22条の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。